

自民党都連の国家予算・税制改正等要望聴取会に参加！ (平成 27 年度 国の予算・制度等に関する要望書提出)

東京ビル政連では、9月25日(木)、自由民主党東京都支部連合会の平成27年度 国家予算・税制改正等要望聴取会に参加し、国の予算・制度等に関する要望活動を行いました。

自民党東京都連からは、政調会長代理の中川雅治参議院議員はじめ、秋元司、大西英男、土屋正忠、小田原潔、小倉まさのぶ、田畑毅衆議院議員、丸川珠代、丸山和也参議院議員が、政連からは佐々木理事長ほか6名の理事、事務局長が出席しました。

要望事項は、前年度からの引き続き事項のほか、新たに公共建築物の維持管理が対象となった改正品確法の関係で、年内に国土交通省から示される「運用指針」に業界意見を十分に反映していただきたいこと、人手不足の解決策の一環としての外国人雇用制度を拡充し、ビルメンテナンス業を技能実習制度の対象職種に追加していただきたいことを新たに項目に加えました。(別紙要望書参照)

中川参議院議員からは、改正品確法の運用指針について、維持管理の具体的な内容を盛り込むよう折衝中であり、ビルメンテナンス業の担当である厚生労働省と(公社)全国ビルメンテナンス協会が検討を進めており、国土交通省と連携を取りながらしっかり進めていくつもりであるとの現状報告がありました。

政連からは、改正品確法については東京都も注目をしており、仕様書の見直しに取り入れることを考えていると説明がなされました。

また、丸山和也参議院議員から外国人雇用に関連して、業界の人手不足の状況についての質問があり、政連からは、賃金の高いところに流れてしまい、中小企業が多いビルメン業界では宣伝にも多くの経費を掛けられず人手不足が続いていることなどを説明し、聴取会は終了しました。

東京ビル政連ではこの後も、業界発展のため、着実に要望活動を続けて参ります。

平成 26 年 9 月 25 日

東京ビルメンテナンス政治連盟

平成27年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 改正品確法に基づく公共建築物の適正な維持管理について

本年6月に施行された改正品確法第3条第6項に、新たに公共工事の完成後の適切な維持管理の確保が規定されたことにより、公共建築物の適切な維持管理の確保が同法の対象となりましたが、以下のとおり要望します。

ア 同法第22条において、「入札及び契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する国の指針」が示されることとなりましたが、指針策定に当たっては業界意見を十分に反映し、実効性の高い指針を策定いただきたい。

イ 同法第7条には発注者の責務として、品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、適正な予定価格の設定が定められておりますが、上記指針に基づき、国や地方自治体が所有する建築物の適正な維持管理のための予算措置について指導を徹底していただきたい。

ウ 同法第24条第3項において、品質確保のため業務内容に応じた資格等の評価のあり方等について検討を加えるとしており、国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会において民間資格の活用が検討されています。建物維持管理に関わる業務発注時に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する資格・技能検定等を発注用件に加えていただきたい。

エ 平成23年8月に変更された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(閣議決定)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際には各省庁の判断で公表していない場合があります。今後は、建築物の維持管理の品質を確保するため、原則どおり指名停止業者名を公表していただきたい。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

公共サービスの改革に関する法律が施行され7年が経過し、市場化テストの対象となる案件も増加しておりますが、いくつかの問題点が表面化していますので、以下のとおり要望します。

ア 内閣府官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会メンバーに学識経験者はおりますが、建築保全管理業務の仕様等の実務経験を有する委員がいないため、その審議・決定が業務実態を十分に反映したものとなっております。審議の過程で、業界の意見を聴取する場を設けていただきたい。

イ 国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施している例があり、発注者は、当該案件の入札実施要項に関する業者意見対し、「施設の点検保守・警備・清掃と

いった定型化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくく」、「総合評価方式を用いない」と回答しています。例え定型化している業務であったとしても、技術力等の差による施設管理業務の品質差は生じるものであり、適正な維持管理のため、市場化テスト対象案件は、技術力等を重視した総合評価方式の入札を原則として進めていただきたい。

ウ 市場化テスト案件の仕様書において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢を55歳あるいは60歳と上限を設けている例があるが、公的年金の支給開始年齢引き上げに伴う高齢者雇用安定法の措置が義務付けられている状況に鑑み、年齢制限の引き上げを行っていただきたい。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

平成25年5月、内閣官房行政改革推進本部は「競り下げ試行の検証結果の概要」を公表し、「競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇することもあることが確認されたことを踏まえ」、「今後、各府省庁において、個別の案件の状況に応じて実施の適否を判断する」とし、その際に「中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と明記しています。

しかし、中小企業事業者に限らず、人件費が約8割を占める施設管理業務において、基本的に「競り下げ方式」入札は導入すべきではありません。「競り下げ入札」は、ダンピング受注を誘発し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達の商品面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、こうした動きが全国の自治体に波及し、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、施設管理業務を「競り下げ方式」入札の適用除外としていただきたい。

2 制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大（新たな対象者25万人）されることとなりました。

当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

さらに適用範囲を拡大するか否かについて施行後3年以内に検討することとなっていますが、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、888円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定によ

り著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、平成 25 年 10 月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

各行政機関、地方公共団体において、上記通知に基づき、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(3) 外国人雇用制度の拡充について

少子高齢化の進行により、2030 年の労働力人口は 900 万人減少し約 5,700 万人と推計され、近年、ビルメンテナンス業界においても人手不足は深刻さを増しております。

一方、政府の改訂版日本再興戦略には外国人材の活用に向けた主要施策の一つとして、技能実習制度の改革・見直しが盛り込まれ、法務省において具体的な検討が進められておりますが、ビルメンテナンス業を技能実習制度の対象職種に追加していただきたい。

(4) 障がい者雇用への支援策について

昨年 4 月から障害者雇用率が 2.0 に引き上げられ、対象企業は従業員 56 人以上から 50 人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、平成 27 年 4 月からの納付金制度の適用拡大について、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いします。

(5) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

一昨年、警察庁は「プール監視業務は警備業法上の監視業務に当たる」との通知を発し、プール監視業務は警備業の認定を受けた業者に限ること、プール監視員に対する警備員教育を徹底することなどを指示いたしました。

上記通知は、地方公共団体のプール関連施設の管理を受託している業者に大きな影響を及ぼしております。今夏、神奈川県綾瀬市や千葉県船橋市などで、委託した警備会社が監視員の確保に失敗し、学校プールの開放が大幅に短縮されたとの報道がありました。全国で適当な業者が見つからないため学校プールの一般開放を断念した自治体が出ております。(公社)東京ビルメンテナンス協会として、警視庁と協議しつつ、プール監視員に適合した警備員教育の実施に努めているところですが、自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が不足しているため、適正な事業実施が困難になっている状況もあります。

ア 安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について、周知徹底を図っていただきたい。

イ 根本的な解決策として、プール監視員を対象とした、例えば「5号警備」を新たに設置し、プール監視員に適合した警備員教育を定めていただきたい。

以 上